

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第102号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成23年7月17日（日） 09時05分ごろ	
発生場所	山口県下関市前田沖 関門航路第31号灯浮標から真方位336° 200m付近 （概位 北緯33° 58.6′ 東経130° 58.6′）	
事故等調査の経過	平成23年7月19日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 プレジャーモーターボート ^{フレンド} FRIEND、5トン未満 船舶番号、船舶所有者等 291-32483（福岡）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、関門海峡で機関を停止して釣りをを行い、平成23年7月17日09時00分ごろ、釣り場を移動しようとした際、操縦レバーの中立位置を確認した上で何度か機関の始動を試みたものの、始動できなかった。</p> <p>船長は、燃料保有量及びバッテリー充電量は十分に余裕があり、ドライブユニットのチルトアップができることを確認していたので、電気的な故障ではなく、機関が故障したものと判断し、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、巡視艇等に救助、えい航され、福岡県北九州市田野浦船溜まりに入航した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>	
その他の事項	<p>本船は、クラッチ操作を兼ねる機関操縦レバー（以下「操縦レバー」という。）が中立位置にないと機関が始動できないよう、セルモーターへの通電を遮断するリミットスイッチ（ニュートラルスイッチ）が付設されていた。</p> <p>本船は、本インシデント後、修理業者による電気系統の点検が行われ、各部に異常がなく、船長立会いによる機関の始動テストも問題なかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、関門海峡で釣り中、釣り場を移動しようとして機関の始動を試みた際、始動できなかったものと考えられる。</p> <p>主機は、ニュートラルスイッチが固着していたことから、始動できなかった可能性があると考えられるが、本インシデント後、修理箇所もなく、</p>

		ふだんどおりの操作で機関が始動でき、再現性がないので、始動できなかった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、関門海峡で釣り中、釣り場を移動しようとして機関の始動を試みた際、操縦レバーのニュートラルスイッチが固着していたため、機関が始動できなかったことにより発生した可能性があると考えられる。	